

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「社会品質を作る。アライドテレシス」をミッション・ステートメントとして掲げ、高い公共性を意識した企業活動を通じて、豊かなICT社会の創出に貢献しております。社会の一構成員として、コーポレートガバナンスの基本はコンプライアンスであるという認識の下、法令・定款を遵守し、社会規範を尊重し、迅速かつ適切な情報開示に努めることで透明性の高い経営を実践するとともに、株主を始めとしたステークホルダーとのコミュニケーションの促進を図ること等により、企業価値を高めることを経営上の重要な課題の一つとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1】情報開示の充実

(iii) 取締役報酬の決定については、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績、経営環境等を考慮した上で、個々の役割や責任、成果等に応じて、決定しております。なお、取締役の報酬について、社外取締役がより適切に関与し助言する仕組みについて検討してまいります。

(iv) 経営陣幹部の選任・及び解任に当たっては、職務遂行に必要な経営能力、知識、経験、人格等を総合的に勘案し、それぞれの責務の適任者を取締役会で審議・決定しております。監査役候補の指名に当たっては、独立性や公正不偏の態度を備えているか等を考慮し監査役会の同意の下、適任者を取締役会で審議・決定しております。なお、経営陣幹部の選任及び解任について、社外取締役がより適切に関与し助言する仕組みについて検討してまいります。

【補充原則4-1-2】中期経営計画の実現状況の説明

中期経営計画については、計画値と実績値に大きな乖離が生じる可能性があるため、現在公表を行っておりません。今後は、公表できるタイミングを見計らいながら中期経営計画およびその進捗状況の公表について検討してまいります。

【原則4-10】任意のしくみの活用

当社は、取締役が5名(うち独立社外取締役2名)と少数であり、十分な意思疎通と意見交換がなされていると考え、指名、報酬に関わる諮問委員会の設置については検討しておりませんでした。今後、当社としてこれらの設置の要否について検討してまいります。

【補充原則4-11-3】取締役会評価の結果の概要

当社は、取締役会における議論、意見交換の状況から、取締役会が十分に機能し、実効性は保たれていると判断しております。取締役会の実効性についての分析・評価、及びその結果の概要の開示については、今後の課題とし、取締役会がその実効性を更に高めるために必要な方策を検討してまいります。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、財務の健全性を保ち、持続的成長のための積極的な研究開発投資を行いつつ、株主をはじめステークホルダーへの利益還元を両立させるということを基本的な方針としております。また、資本コストを的確に把握した経営計画の開示につきましても、経営課題のひとつとして認識しておりますが、現時点では収益力・資本効率等に関する目標は公表しておりません。これは、当社が事業展開するネットワーク機器業界では、技術革新、ビジネスモデル及び顧客ニーズ等の変化が目まぐるしく、当社においてはこれらの変化への対応として事業構造の適時かつ適切な変革が必要であるという事情によるものです。今後は、公表できるタイミングを見計らいながら、株主に分かりやすい言葉・論理を用いて説明することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、現在、政策保有株式を保有しておりません。今後、純投資以外の経営戦略上の目的のため政策保有株式を取得する場合、その議決権行使に当たっては当社の企業価値向上に資するかどうか総合的に判断し、適切に対応します。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、当社と取締役との取引については取締役会規程において取締役会の決議事項としています。また、関連当事者取引については、有価証券報告書および計算書類にて開示しています。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社はコードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入しておりません。

【原則3-1】情報開示の充実

(i) 当社グループは、創業以来蓄積してきた実績とノウハウ、高度な技術力をもとに、お客様に最適なネットワークソリューションを届けることで快適で安心・安全なICT社会の発展に貢献しております。このような経営方針や事業内容等はホームページで公開しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方等は本報告書の「I.1.基本的な考え方」等に記載しております。

(iii) 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

(iv) 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

(v) 取締役・監査役候補の指名についての説明は株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4-1-1】取締役会の決議事項と委任の範囲

当社は、取締役会付議事項を取締役会規程に定めており、有価証券報告書等でその概要を開示しています。経営陣に対する委任の範囲については、職務分掌規程等の社内規定に定めています。

【原則4－9】独立取締役の独立判断基準及び資質
当社では、東京証券取引所の定める独立性判断基準を満たすこととしており、ガバナンス体制をより充実・強化していくため、専門性の高い知見や幅広い経験を有した者を選任することとしております。

【補充原則4－11－1】取締役会全体としてのバランス・多様性・規模に関する考え方
当社は定款で、取締役を8名以内としており、取締役会は、取締役としての職務遂行に必要な経営能力、知識、経験、人格等を総合的に勘案し、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を備えた構成に適する候補者を選定しております。現在、取締役5名のうち2名が独立社外取締役、3名が外国人（うち1名が女性）となっており、取締役会においては多面的な視点から議論が行われております。

【補充原則4－11－2】取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼務状況
取締役及び監査役の兼任の状況は数社以下にとどめることとしており、その内容は株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4－11－3】取締役会評価の結果の概要
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4－14－2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社は、取締役・監査役が就任する際に当社の事業、財務及び組織等に関する知識の習得、その職責に求められる役割と責務を十分に理解する機会を提供しており、就任後は社内の重要会議に出席し、当社が目指す経営戦略や経営計画を把握することとしています。また、取締役・監査役として求められる必要な知識や役割については、各人が必要に応じて社内外のセミナー等に参加し、自己研鑽に努めています。

【原則5－1】株主との建設的な対話に関する方針
当社は、原則として代表取締役が出席する機関投資家・アナリスト向けの決算説明会を毎年2回開催し、投資家と経営側の直接対話の機会を設けております。専門部署として設置しているIR室では、投資家・株主からの問い合わせやメディア取材などに対応すると同時に、経理、財務、総務、マーケティングなどの関連部門と密接に連携しつつ、IR活動を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
OSHIMA GENERAL HOLDINGS NO.1, LLC	47,660,000	43.69
楽天証券株式会社	1,157,600	1.06
SMBC日興証券株式会社	1,086,200	1.00
横山 尚之	1,032,200	0.95
野末 郁代	867,300	0.80
アライドテレシスホールディングス従業員持株会	822,600	0.75
株式会社三井住友銀行	800,000	0.73
松井証券株式会社	759,100	0.70
株式会社SBI証券	698,300	0.64
西田 浩	479,400	0.44

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村山 正和	他の会社の出身者								△			
平岩 孝一郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村山 正和	○	村山正和氏は、過去(平成12年8月～18年6月)に、当社の取引先であるメルルリンチ日本証券株式会社の業務執行者として勤務していました。なお、取引の規模や継続性に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	村山正和氏は、金融に関する職務に長年携わり、グローバルな金融・財務に関する高い見識と企業経営に関する経験・実績を有していることから社外取締役に選任しております。また、当社および当社経営陣とは何ら利害関係がなく、取締役会等においては、当社グループ全体の事業の妥当性・適正性を中心に発言を行うなど、独立性は保持されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。
平岩 孝一郎	○	——	平岩孝一郎氏は、長年にわたり金融に関する職務、併せて情報・通信及びサービスに関する職務に携わり、企業経営及び経営戦略に関する豊富な経験と見識を有していることから社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性の基準に該当しておら

ず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査の実施経過や結果等の情報を入手するとともに、意見交換を通じ連携して監査の実効性を高めることに努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青木 成夫	他の会社の出身者													
新井 章治	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木 成夫	○	――	青木成夫氏は、豊富な海外事業経験を活かし、グローバルな視点で社外監査役の職務を適切に遂行しています。また、東京証券取引所が定める独立性の基準に該当しておらず、取締役会等においては、コンプライアンス・内部統制の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、独立性が保持されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。

新井 章治	社外監査役の新井章治氏は、過去に当社の重要な子会社の取引先であるNTTグループにおいて業務執行者として勤務していました。	新井章治氏は、他社での代表取締役等の経験から、会社経営に幅広い知識・経験を有しており、また、当社事業との関連がある通信事業者での経験を活かし、これらの知見を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外取締役を選任しております。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより、経営参画の意識を高めることを目的としています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるための手段及び職務執行の対価として位置づけております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

役員報酬等は役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。また、報酬等の総額が1億円以上である者については個別開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役の報酬等の額については、株主総会の決議によって決定した取締役の報酬総額の限度額内で、会社業績、経営に対する責任の大きさ、職務遂行の対価等を総合的に勘案しております。
監査役の報酬等の額については、株主総会の決議によって決定した監査役の報酬総額の限度額内で、職務分担等を勘案し、監査役の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務室及び法務室を中心に関連部署にて適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜取締役、取締役会＞
当社は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うため、当社グループの事業に精通した人材を取締役に登用することを基本としておりますが、経営の透明性、公平性を確保するためには、外部から経営活動を監督し、問題提起や経営環境の変化への対応策などについて意見をいただくことも重要であると考え、社外取締役を招聘しております。現在の取締役は5名、うち2名が社外取締役であります。
取締役会は、原則毎月1回開催するほか必要に応じ随時開催し、当社及び当社グループにかかる基本方針、重要事項について審議、決定しております。
また、当社は執行役員制度を導入しており、意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、取締役及び取締役会がよりの確に業務執行の監督ができる体制にしております。

＜監査役、監査役会＞

各監査役は監査役会で策定された監査方針に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べるほか、取締役等から営業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。現在の監査役は3名、うち2名が社外監査役であります。

監査役会は原則毎月1回開催するほかに必要に応じ随時開催し、情報の共有化を図るとともに、監査方針、監査計画に基づき当社及び当社グループの監査を実施しております。

＜会計監査人＞

当社は有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任し、会計監査を受けております。

平成29年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

（業務を執行した公認会計士の氏名）

指定有限責任社員 業務執行社員 茂木 浩之

指定有限責任社員 業務執行社員 高橋 篤史

（監査業務に係る補助者の構成）

公認会計士5名、その他3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社制度を採用することにより、経営の公正性、透明性を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネット(携帯電話からも可)により議決権を行使することができます。
招集通知(要約)の英文での提供	リクエストがあった場合のみ、英文対訳版を提供しております。
その他	事業報告等のビジュアル化(動画)を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算説明会を開催しております。説明会には原則代表取締役会長もしくは代表取締役が出席し、アナリスト・機関投資家との直接対話に努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料のほか、ニュースや決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室	
その他	メール配信サービス登録者を対象に、会社概要、業績概況、最新ニュースなどの情報を発信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、行動規範である「企業倫理規程」を定め、グローバルな視点に立ち、常に国際社会と調和を図り、地域社会及びステークホルダーの生活に貢献できる製品とサービスを提供するため、各国の法令を遵守し、確固たる企業倫理と社会的良心をもって、誠実に行動するよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「地球環境保全の重要性を認識しその持てるテクノロジーと想像力を環境保全に配慮した製品や技術の開発に役立て社会の持続的発展に寄与する。」との考えに基づき、地球環境の保全活動を行っています。さらに、グループ全体で豊かな自然を次の世代に残すことができるよう、次のような企業活動を行っています。 <ISO14001認証取得> 環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001認証を、当社及び国内の子会社、並びにシンガポール及び中国の製造拠点で取得しております。 <グリーン調達活動> 環境負荷の少ない製品・部品・原材料の調達活動を推進するため、従来からの品質、価格、納期、サービスに、環境の指標を加えました。 <環境配慮製品開発> 環境に配慮した製品作りを通じて、地球環境の負荷となる有害物質の使用を抑制するなど、地球環境問題に取り組んでおります。 <Fun to Share> 低炭素社会の実現に向けて、環境への取り組みを広くシェアする「Fun to Share」に賛同しています。 <紛争鉱物問題への取り組み> サプライチェーンの透明性を確保するとともに紛争鉱物の不使用に向けた取り組みを推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを定め、ホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況の概要は以下のとおりであります。

当社の内部統制システムにつきましては、平成27年9月29日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を改正し、当社および当社子会社の取締役および使用人が法令や定款等を遵守することの徹底を図り、リスク管理体制の強化・充実に努めております。改正後の基本方針は次のとおりであります。

(イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業倫理規程」等のコンプライアンス体制に係る規程を、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。本件は法務室を中心に役職員への教育等を行い、その徹底を図る。内部監査部門は、代表取締役の指示のもと、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に報告するものとする。また、法令上疑義ある行為等について使用人が直接に情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。さらに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の運用評価及び整備・強化・有効性の維持・向上のために必要な諸施策を提言することを目的とする「統合コンプライアンス委員会」を設置する。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査役は「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害及び輸出入管理等に係るリスクについては、各担当部署において諸規則の策定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社対応は、「統合コンプライアンス委員会」を中心に行うものとする。また、新たに生じた重大なリスクについては、担当取締役を定め、速やかに対応にあたるものとする。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全役職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために、各部門の具体的目標及び「職務権限規程」に基づく効率的な目標達成のための方法を定める。業務担当取締役は、その進捗状況を定期的に取締役会に報告し、取締役会は、その内容を検討の上、改善を促すものとする。

(ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループのセグメント別の事業に関して担当取締役を任命し、法令遵守体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を与えるものとする。これには、子会社の取締役に對し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。総務室は、これらを横断的に推進し管理する。

(ヘ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る重要事項の当社への報告体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社が定める「グループ管理規程」に基づいて、子会社の業績、財務状況、重要な人事及びその他重要な情報について取締役会は定期的な報告を受け、その状況に応じてリスク管理を行う。また、業務の効率性を確保する社内体制を整備する。

(ト) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき専属の使用人は置かないものとする。但し、監査役は必要に応じて法務室長の了承を得た上で、法務室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その使用人は、その命令に関して取締役及び法務室長の指揮命令を受けないものとする。当該使用人の人事評価、懲戒処分等に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(チ) 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に定める事項(会社法第357条)に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況をすみやかに報告する。報告の方法は、取締役と監査役との協議により決定する。なお、監査役に前項の報告を行ったものに対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(リ) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(ヌ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役、業務担当取締役等との間の定期的な意見交換会を設定する。また、監査役は、必要に応じて会計監査人から説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは企業倫理規程において、市民生活の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力・団体の活動も支援しないと、毅然とした態度で臨むことを明確にしています。

また、総務室を中心に、警察、弁護士等の外部機関等と連携し、情報収集に努めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、「買収防衛策」については、特に定めておりませんが、株式の大量買付行為等のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、関係法令等に従い適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

